**令和７年度**

**【No.15-１】指定障害福祉サービス事業者等指導調書**

**○** **指定就労移行支援**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| FAX番号 |  |
| ＨＰ,Ｅメールアドレス |  |
| 事業者の名称 |  |
| 事業所番号 | ４６ |
| 指導年月日 | 年　　　月　　　日　～　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 記入者及び担当者氏名 |  |
| 立会者  （事業所側） | 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 指導班  （県　　側） | （班長）職 名 氏 名 |
| （班員）職 名 氏 名 |
| （班員）職 名 氏 名 |
| （班員）職 名 氏 名 |

※　太枠内のみ事業所において御記入ください。

《目　　次》

Ⅰ　運営指導当日準備する必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　１

Ⅱ　主眼事項及び着眼点（指定就労移行支援）

　第１　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

　第２　人員に関する基準

　１　指定就労移行支援事業所の従業者の員数・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

　２　認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数・・・・・・・・・・・・・・　　４

　　　３　管理者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　６

　　　４　従たる事業所を設置する場合の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　６

　第３　設備に関する基準

　１　認定指定就労移行支援事業所の設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

　　　２　指定就労移行支援事業所の設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

　第４　運営に関する基準

　１　内容及び手続の説明及び同意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

２ 契約支給量の報告等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

　３　提供拒否の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

　４　連絡調整に対する協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

５　サービス提供困難時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

　６　受給資格の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

　　　７　訓練等給付費の支給の申請に係る援助・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

　８　心身の状況等の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

　９　指定障害福祉サービス事業者等との連携等・・・・・・・・・・・・・・・　１２

　　 10　サービスの提供の記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

　11 指定就労移行支援事業者が支給決定障害者等に求めることのできる

　　　　　金銭の支払の範囲等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

　12　利用者負担額等の受領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

　13　利用者負担額に係る管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

　14 訓練等給付費の額に係る通知等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

　　　15 指定就労移行支援の取扱方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

　16　就労移行支援計画の作成等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８

　17 サービス管理責任者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

　18 相談及び援助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

　　　19 訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

　20　生産活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

　　　21　工賃の支払・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

　　　22　通勤のための訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

23　実習の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

　　　24　求職活動の支援等の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

　25　職場への定着のための支援の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

　26　就職状況の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

　27　食事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

28　緊急時等の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

29　健康管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

　30　支給決定障害者に関する市町村への通知・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

　31　管理者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

　32　運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

　　　33　勤務体制の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

　　　34　業務継続計画の策定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

　　　35　定員の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

　　　36　非常災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

　37　衛生管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

　38　協力医療機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

39　掲示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

40　身体拘束等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

41　秘密保持等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

　42　情報の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

　43　利益供与等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

　44　苦情解決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

　 45　事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０

46　虐待の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０

47　会計の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０

48　地域との連携等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２

　49　記録の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２

　50　電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２

　第５　多機能型に関する特例

１　利用定員に関する特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４

２ 従業者の員数等に関する特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６

　３　設備の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６

　４　電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６

　第６　変更の届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８

　第７　介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い

　１　基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８

　２　就労移行支援サービス費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４８

　３　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５４

４　高次脳機能障害者支援体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

５　初期加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

　６　訪問支援特別加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

　７　利用者負担上限額管理加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５６

８　食事提供体制加算・・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 　５８

９　精神障害者退院支援施設加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５８

10　福祉専門職員配置等加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５８

11　欠席時対応加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６０

12　医療連携体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６０

13　就労支援関係研修終了加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６２

14　移行準備支援体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６２

15　送迎加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６４

16　障害福祉サービスの体験利用支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・　６４

17 通勤訓練加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６６

18　在宅時生活支援サービス加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６６

19 社会生活支援特別加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６６

20　地域連携会議実施加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６６

21 緊急時受入加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６８

22　集中的支援加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６８

23　福祉・介護職員処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６８

24　福祉・介護職員等特定処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７０

25　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算・・・・・・・・・・・・・・・ ７０

26　福祉・介護職員等処遇改善加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７２

（参考）

主な根拠法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７６

Ⅰ　運営指導当日準備する必要書類

就労移行支援

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 指定申請書類(控) | 有・無 |
| ２ | 組織図 | 有・無 |
| ３ | 勤務表，出勤簿 | 有・無 |
| ４ | 給与台帳 | 有・無 |
| ５ | 登録証，免許証 | 有・無 |
| ６ | 平面図 | 有・無 |
| ７ | 運営規程 | 有・無 |
| ８ | 契約書，重要事項説明書 | 有・無 |
| ９ | 利用料金等の説明文書，パンフレットなど | 有・無 |
| 10 | 受給者証（写） | 有・無 |
| 11 | 看護・介護記録，生活介護計画等 | 有・無 |
| 12 | 辞令又は雇用契約書 | 有・無 |
| 13 | 前年度利用者数が分かる資料 | 有・無 |
| 14 | 職員の研修の記録 | 有・無 |
| 15 | 消防計画 | 有・無 |
| 16 | 衛生管理等に関する記録 | 有・無 |
| 17 | 就業規則 | 有・無 |
| 18 | 秘密保持に関する就業時の取り決め（雇用契約書，誓約書など） | 有・無 |
| 19 | 秘密保持に関する利用者の同意書 | 有・無 |
| 20 | 苦情解決に関する記録 | 有・無 |
| 21 | 事故に関する記録 | 有・無 |
| 22 | 緊急時の連絡体制に関する書類 | 有・無 |
| 23 | 損害賠償保険証書 | 有・無 |
| 24 | 変更届(控) | 有・無 |
| 25 | 金銭台帳の類 | 有・無 |
| 26 | 介護給付費又は訓練等給付費請求書(控) | 有・無 |
| 27 | 介護給付費又は訓練等給付費明細書(控) | 有・無 |
| 28 | サービス提供実績記録票（控） | 有・無 |
| 29 | サービス提供証明書（控） | 有・無 |
| 30 | 領収証(請求書)(控) | 有・無 |
| 注１　運営指導対象期間は，令和　６年　４月　１日から運営指導当日までですので，  その期間に対応した上記書類を準備してください。  注２　その他の書類についても当日提示していただく場合があります。 | | |

**Ⅱ　主眼事項及び着眼点（指定就労移行支援）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第１　基本方針  第２　人員に関する基準  １　指定就労移行支援事　業所の従業者の員数  （１）職業指導員及び生活支援員 | （１）指定就労移行支援事業者は，利用者の意向，適性，障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し，これに基づき利用者に対して指定就労移行支援を提供するとともに，その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定就労移行支援を提供しているか。  （２）指定就労移行支援事業者は，利用者の意思及び人格を尊重して，常に当該利用者の立場に立った指定就労移行支援の提供に努めているか。  （３）指定就労移行支援事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じているか。  （４）指定就労移行支援の事業は，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）（規則）第６条の９に規定する者に対して，施行規則第６条の８に規定する期間にわたり，生産活動その他の活動の機会の提供を通じて，就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。   |  | | --- | | ※多機能型事業所においては，「第５ 多機能型に関する特例（44～47頁）」についても確認すること。 |   　指定就労移行支援事業所に置く従業者及びその員数は，次のとおりになっているか。  ①　職業指導員及び生活支援員の総数は，指定就労移行支援事業所ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を６で除した数以上となっているか。  ②　職業指導員の数は，指定就労移行支援事業所ごとに，１以上となっているか。  ③　生活支援員の数は，指定就労移行支援事業所ごとに，１以上となっているか。  ④　職業指導員及び生活支援員のうち，いずれか１人以上は，常勤となっているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　対象者  　　就労を希望する65歳未満の障害者であって，通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるもの  ○　期間  　　２年間  　　ただし，専らあん摩マッサージ指圧師，はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的として便宜を供与する場合にあっては，３年又は５年とする。  　職業指導員及び生活支援員については，それぞれ最低１人以上配置することが必要であり，かつ，いずれか１人以上は常勤でなければならない。 | ○運営規程  ○個別支援計画  ○ケース記録  ○同上  ○運営規程  ○研修計画，研修実施記録  ○虐待防止関係書類○体制の整備をして  　いることが分かる書類  ○上記(1)と同じ  ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等) | 法第43条  平18厚令171第３条第１項  平18厚令171第３条第２項  平18厚令171第３条第３項  平18厚令171第174条  施行規則第６条の８，第６条の９  法第43条第１項  平18厚令171  第175条第１項  平18障発第1206001号  第十１(1)  平18厚令171  第175条第１項第１号イ  平18厚令171  第175条第１項第１号ロ  平18厚令171  第175条第１項第１号ハ  平18厚令171  第175条第４項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| （２）就労支援員  （３）サービス管理責任者  （４）利用者数の算定  （５）職務の専従  ２　認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数  （１）職業指導員及び生活支援員  （２）サービス管理責任者 | 指定就労移行支援事業所ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を  15で除した数以上となっているか。  ① 指定就労移行支援事業所ごとに，ア又はイに掲げる利用者の数　の区分に応じ，それぞれア又はイに掲げる数となっているか。  　ア　利用者の数が60以下　１以上  　イ　利用者の数が61以上　１に，利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ②　サービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤となっているか。  　利用者の数は，前年度の平均値となっているか。  　ただし，新規に指定を受ける場合は，適切な推定数によっているか。  　指定就労移行支援事業所の従業者は，専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者となっているか。  　（ただし，利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）  　１の規定にかかわらず，あん摩マッサージ指圧師，はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所（認定指定就労移行支援事業所）に置くべき従業者及びその員数は，次のとおりとなっているか。  ①　職業指導員及び生活支援員の総数は，認定指定就労移行支援事　業所ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を10で除した数以上となっているか。  ②　職業指導員の数は，認定指定就労移行支援事業所ごとに，１以　上となっているか。  ③　生活支援員の数は，認定指定就労移行支援事業所ごとに，１以　上となっているか。  ④　職業指導員及び生活支援員のうち，いずれか１人以上は，常勤　となっているか。  ① 認定指定就労移行支援事業所ごとに，ア又はイに掲げる利用者　の数の区分に応じ，それぞれア又はイに掲げる数となっているか。  　ア　利用者の数が60以下　１以上  　イ　利用者の数が61以上　１に，利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 就労支援員については，その員数の総数が，常勤換算方法により，利用者の数を15で除した数以上でなければならないものであること。  就労支援員は，職場実習のあっせん，求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等，障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましい。  また，令和７年４月１日からは，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成21 年厚生労働省告示第178 号。以下「研修告示」という。）一のイに定める研修として実施される雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修（以下「基礎的研修」という。）を受講していること。ただし，令和10 年３月31 日までは，経過措置として，基礎的研修を受講しなくとも，就労支援員の業務に従事できることとする。  (3)サービス管理責任者  　サービス管理責任者は，就労移行支援計画の作成及び提供した指定就労移行支援の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので，これらの業務の客観性を担保する観点から，原則として，直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。ただし，利用者に対するサービス提供に支障がない場合は，サービス管理責任者が当該事業所の他の職務に従事することができるものとする。 | ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)  ○利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)  ○従業者の勤務実態の分かる書類(出勤簿等)  ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)  ○同上 | 平18厚令171  第175条第１項第２号  平18障発第1206001号  第十１(2)  平18厚令171  第175条第１項第３号  平18障発第1206001号  第十１(3)準用 第四１(4)及び第五１(4)  平18厚令171第175条第５項  平18厚令171第175条第２項  平18厚令171第175条第３項  平18厚令171第176条第１項  平18厚令171  第176条第１項第１号イ  平18厚令171  第176条第１項第１号ロ    平18厚令171  第176条第１項第１号ハ  平18厚令171第176条第２項準用（第175条第４項）  平18厚令171  第176条第１項第２号 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| （３）利用者数の算定  （４）職務の専従  ３　管理者  ４　従たる事業所を設置する場合の特例 | ②　サービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤となっているか。  　利用者の数は，前年度の平均値となっているか。ただし，新規に指定を受ける場合は，適切な推定数によっているか。  　認定指定就労移行支援事業所の従業者は，専ら当該認定指定就労移行支援事業所の職務に従事する者となっているか。  　（ただし，利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）  　指定就労移行支援事業所又は認定指定就労移行支援事業所（指定就労移行支援事業所等）ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。  　（ただし，指定就労移行支援事業所等の管理上支障がない場合は，当該指定就労移行支援事業所等の他の職務に従事させ，又は当該指定就労移行支援事業所等以外の事業所，施設等の職務に従事させることができる。）  　指定就労移行支援事業所における主たる事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合，主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ１人以上は，常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。  （経過措置）  指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が指定就労移行支援事業を行う場合において，平成18年厚生労働省令第171号（指定障害福祉サービス基準）の施行日において現に存する分場（基本的な設備が完成しているものを含み，指定障害福祉サービス基準施行後に建物の構造を変更したものを除く。）を指定生活介護事業所，指定自立訓練（機能訓練）事業所，指定自立訓練（生活訓練）事業所，指定就労移行支援事業所，指定就労継続支援Ａ型事業所又は指定就労継続支援Ｂ型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については，当分の間，４の規定は適用しない。  　この場合において，当該従たる事業所に置かれる従業者（サービス  管理責任者を除く。）のうち１人以上は，専ら当該従たる事業所の職  務に従事する者となっているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 認定指定就労移行支援事業所の従業者は，あん摩マッサージ指圧師，はり師及びきゅう師の学校又は養成施設の教員との兼務が可能である。  兼務が認められる場合  ・　当該事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合  ・　当該事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって，当該他の事業所又は施設等の管理者，サービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する時間帯も，当該指定就労移行支援事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し，職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ，また，事故発生時等の緊急時の対応について，あらかじめ対応の流れを定め，必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合 | ○利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)  ○従業者の勤務実態の分かる書類(出勤簿等)  ○管理者の雇用形態が分かる書類  ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等) | 平18厚令171第176条第２項準用（第175条第５項）  平18厚令171第176条第２項  準用（第175条第２項）  平18厚令171第176条第２項  準用（第175条第３項）  平18障発第1206001号  第十１(4)④  平18厚令171第177条  準用（第51条）  平18障発第1206001号  第四１(7)①  平18厚令171第177条  準用（第79条）  平18厚令171附則第23条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第３　設備に関する基準  １　認定指定就労移行支　援事業所の設備  ２　指定就労移行支援事業所の設備  （１）訓練・作業室  （２）相談室  （３）洗面所  （４）便所 | |  | | --- | | ※多機能型事業所においては，「第５ 多機能型に関する特例（44～47頁）」についても確認すること。 |   　２の規定にかかわらず，認定指定就労移行支援事業所の設備の基準は，あん摩マッサージ指圧師，はり師及びきゅう師に係る養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師，はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有しているか。  ①　指定就労移行支援事業所は，訓練・作業室，相談室，洗面所，便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けているか。  　　（ただし，相談室及び多目的室は利用者の支援に支障がない場合は，兼用することができる。）  ②　これらの設備は，専ら当該指定就労移行支援事業所の用に供す　るものとなっているか。  　（ただし，利用者の支援に支障がない場合はこの限りではない。）  ①　訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。  ②　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。  　室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。  　利用者の特性に応じたものであるか。  　利用者の特性に応じたものであるか。  （経過措置）  法附則第41条第１項の規定によりなお従前の例により運営するこ  とができることとされた指定特定身体障害者授産施設，旧精神障害者  福祉ホーム(障害者総合支援法施行令附則第８条の２に規定する厚生  労働大臣が定めるものを除く。)又は指定知的障害者更生施設，指定  特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮（基本的な設  備が完成しているものを含み，指定障害福祉サービス基準施行の後に増築され，または改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において，指定就労移行支援の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については，当分の間，多目的室を設けないことができる。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  ある・ない  ある・ない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 指定就労移行支援事業所における訓練・作業室等，面積や数の定めのない設備については，利用者の障害の特性や訓練又は生産活動の内容等に応じて適切な指定就労移行支援が提供されるよう，適当な広さ又は数の設備を確保しなければならないものとする。  例えば，事業所における生産活動について，複数種類の活動を行う場合には，当該活動の種類ごとに訓練・作業室を区分するとともに，それぞれの活動に適した設備と広さを確保する必要があること。 | ○平面図  ○設備･備品等一覧表  【目視】  ○同上  【目視】  【目視】  【目視】 | 法第43条第２項  平18厚令171第178条  平18厚令171第179条  準用（第81条第１項）  平18厚令171第179条  準用（第81条第３項）  平18厚令171第179条  準用（第81条第４項）  平18障発第1206001号  第五２(2)  平18厚令171第179条  準用（第81条第２項第１号イ，ロ）  平18厚令171第179条  準用（第81条第２項第２号）  平18厚令171第179条  準用（第81条第２項第３号）  平18厚令171第179条  準用（第81条第２項第４号）  平18厚令171附則第22条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第４　運営に関する基準  １　内容及び手続きの説　明及び同意  ２　契約支給量の報告等  ３　提供拒否の禁止  ４　連絡調整に対する協　力  ５　サービス提供困難時　の対応  ６　受給資格の確認 | （１）指定就労移行支援事業者は，支給決定障害者等が指定就労移行　　支援の利用の申込みを行ったときは，当該利用申込者に係る障　　害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，当該利用申込者に対し，　　運営規程の概要，従業者の勤務体制，その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，当該指定就労移行支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。  （２）指定就労移行支援事業者は，社会福祉法第77条（利用契約の成立時の書面の交付）の規定に基づき書面の交付を行う場合は，利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。  （１）指定就労移行支援事業者は，指定就労移行支援を提供すると　　きは，当該指定就労移行支援の内容，契約支給量，その他の必　　要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者等の受給者証に　　記載しているか。  （２）契約支給量の総量は，当該支給決定障害者等の支給量を超えて　　いないか。    （３）指定就労移行支援事業者は，指定就労移行支援の利用に係る　　契約をしたときは，受給者証記載事項その他の必要な事項を市　　町村に対し遅滞なく報告しているか。    （４）指定就労移行支援事業者は，受給者証記載事項に変更があっ　　た場合に，（１）から（３）に準じて取り扱っているか。  　指定就労移行支援事業者は，正当な理由がなく，指定就労移行支援の提供を拒んでいないか。  特に，障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。  　指定就労移行支援事業者は，指定就労移行支援の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に，できる限り協力しているか。  指定就労移行支援事業者は，指定就労移行支援事業所の通常の実施地域等を勘案し，利用申込者に対し自ら適切な指定就労移行支援を提供することが困難であると認めた場合は，適当な他の指定就労移行支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。  　指定就労移行支援事業者は，指定就労移行支援の提供を求められた  場合は，その者の提示する受給者証によって，支給決定の有，無，支  給決定の有効期間，支給量等を確かめているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○書面の記載内容  ①経営者名及び主たる事務所の所在地  ②指定就労移行支援の内容  ③利用者が支払うべき額に関する事項  ④提供開始年月日  ⑤苦情を受け付けるための窓口  　当該契約に係る指定就労移行支援の提供が終了した場合にはその年月日を，月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定就労移行支援の量を記載する。  　提供を拒むことのできる正当な理由が  ある場合とは，  ①　当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合  ②　当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって，これに該当しない者から利用申込みがあった場合，その他利用申込者に対し自ら適切な指定就労移行支援を提供することが困難な場合  ※　「難病等対象者」である理由のみをもって，一律機械的にサービス提供を拒否することのないよう留意すること。（平成25年３月６日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）  ③　入院治療が必要な場合 | ○重要事項説明書  ○利用契約書  ○同上  ○その他利用者に交付した書面  ○受給者証(写)  ○受給者証(写)  ○契約内容報告書  ○契約内容報告書  ○上記(2)に同じ  ○運営規程  ○紹介の記録等  ○受給者証(写) | 法第43条第２項  平18厚令171第184条  準用（第９条第１項）  平18厚令171第184条  準用（第９条第２項）  平18障発第1206001号  第三３(1)  平18厚令171第184条  準用（第10条第１項)  平18障発第1206001号  第三３(2)①  平18厚令171第184条  準用（第10条第２項)  平18厚令171第184条  準用（第10条第３項)  平18厚令171第184条  準用（第10条第４項)  平18厚令171第184条  準用（第11条）  平18障発第1206001号  第十３(1)  平18厚令171第184条  準用（第12条）  平18厚令171第184条  準用（第13条）  平18厚令171第184条  準用（第14条） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ７　訓練等給付費の支給　の申請に係る援助  ８　心身の状況等の把握  ９　指定障害福祉サービ　ス事業者等との連携等  10　サービスの提供の記　録  11　指定就労移行支援事　業者が支給決定障害者　等に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | （１）指定就労移行支援事業者は，就労移行支援に係る支給決定を　　受けていない者から利用の申込みがあった場合は，その者の意　　向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよ　　う必要な援助を行っているか。  （２）指定就労移行支援事業者は，就労移行支援に係る支給決定に　　通常要すべき標準的な期間を考慮し，支給決定の有効期間の終　　了に伴う訓練等給付費の支給申請について，必要な援助を行っ　　ているか。  　指定就労移行支援事業者は，指定就労移行支援の提供に当たっては，利用者の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。  （１）指定就労移行支援事業者は，指定就労移行支援を提供するに　　当たっては，地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い，　　市町村，他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療　　サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め　　ているか。  （２）指定就労移行支援事業者は，指定就労移行支援の提供の終了　　に際しては，利用者又はその家族に対して適切な援助を行うと　　ともに，保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との　　密接な連携に努めているか。  （１）指定就労移行支援事業者は，指定就労移行支援を提供した際　　は，当該指定就労移行支援の提供日，内容その他必要な事項を，　　指定就労移行支援の提供の都度記録しているか。  （２）指定就労移行支援事業者は，（１）の規定による記録に際して　　は，支給決定障害者等から指定就労移行支援を提供したことにつ　　いて確認を受けているか。  （１）指定就労移行支援事業者が指定就労移行支援を提供する支給　　決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは，当　　該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって，　　当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。  （２）（１）の規定により金銭の支払を求める際は，当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに，支給決定障害者等に対し説明を行い，その同意を得ているか。  　（ただし，12の（１）から（３）までに掲げる支払について　　は，この限りでない。） | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うこと。  記録事項  　当該指定就労移行支援の提供日，提供したサービスの具体的内容，実績時間数，利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項等  　　指定就労移行支援のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。 | ○アセスメント記録  ○ケース記録  ○個別支援計画  ○ケース記録  ○同上  ○ｻｰﾋﾞｽ提供の記録  ○同上  ○金銭台帳類  ○請求書,領収書（控）  ○介護給付費請求明細書  ○運営規程  ○利用料金等の説明文書  ○同意書 | 平18厚令171第184条  準用（第15条第１項）  平18厚令171第184条  準用（第15条第２項）  平18障発第1206001号  第三３(7)②  平18厚令171第184条  準用（第16条）  平18厚令171第184条  準用（第17条第１項）  平18厚令171第184条  準用（第17条第２項）  平18厚令171第184条  準用（第19条第１項）  平18障発第1206001号  第三３(9)①  平18厚令171第184条  準用（第19条第２項）  平18厚令171第184条  準用（第20条第１項)  平18障発第1206001号  第三２(10)①  平18厚令171第184条  準用（第20条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 12　利用者負担額等の受　領 | （１）指定就労移行支援事業者は，指定就労移行支援を提供した際　　は，支給決定障害者から当該指定就労移行支援に係る利用者負　　担額の支払を受けているか。  （２）指定就労移行支援事業者は，法定代理受領を行わない指定就　　労移行支援を提供した際は，支給決定障害者から当該指定就労　　移行支援に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受　　けているか。  （３）指定就労移行支援事業者は，（１）及び（２)の支払を受ける　　額のほか，指定就労移行支援において提供される便宜に要する　　費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる　　費用の支払を受けているか。  　①　食事の提供に要する費用  　　（次のイ又はロに定めるところによる）  　　　イ　食材料費及び調理等に係る費用に相当する額  　　　ロ　事業所等に通う者等のうち，障害者総合援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第１項第１号に掲げる者のうち，支給決定障害者等及び同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者にあっては，その配偶者に限る。)の所得割の額を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあっては，16万円未満)であるもの又は同令第17条第１項第２号から第４号までに掲げる者に該当するものについては，食材料費に相当する額  　②　日用品費  　③　①及び②のほか，指定就労移行支援において提供される便宜　　に要する費用のうち，日常生活においても通常必要となるもの　　に係る費用であって，支給決定障害者に負担させることが適当　　と認められるもの  （４）指定就労移行支援事業者は，（１）から（３）までに掲げる費　　用の額の支払を受けた場合は，当該費用に係る領収証を当該費　　用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。  （５）指定就労移行支援事業者は，（３）の費用に係るサービスの提　　供に当たっては，あらかじめ，支給決定障害者に対し，当該サ　　ービスの内容及び費用について説明を行い，支給決定障害者　　の同意を得ているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 法定代理受領を行わない指定就労移行支援を提供した際には，利用者から，利用者負担額のほか，サービス費用基準額（その額が現に当該就労移行支援に要した費用（法第29条第１項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは，当該就労移行支援に要した費用の額）の支払を受ける。 | ○請求書  ○領収書  ○同上  ○同上  ○領収書  ○重要事項説明書 | 平18厚令171第184条  準用(第159条第１項)  平18厚令171第184条  準用(第159条第２項)  平18障発第1206001号  第三３(11)②  平18厚令171第184条  準用(第159条第３項)  平18厚令171第184条  準用（第159条第４項）  平18厚告545二のイ  施行令第17条第１項  第１～４号  平18厚令171第184条  準用（第159条第５項）  平18厚令171第184条  準用（第159条第６項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 13　利用者負担額に係る　管理  14　訓練等給付費の額に　係る通知等 | （１）指定就労移行支援事業者は，支給決定障害者（平成18年厚生労働省告示553号の一に定める者に限る。以下において同じ。）が同一の月に当該指定就労移行支援事業者が提供する指定就労移行支援及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは，当該指定就労移行支援及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。  　　　この場合において，当該指定就労移行支援事業者は，利用者　　負担額合計額を市町村に報告するとともに，当該支給決定障害　　者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福　　祉サービス事業者等に通知しているか。  （２）指定就労移行支援事業者は，支給決定障害者（平成18年厚生労働省告示553号の一に定める者を除く。）の依頼を受けて，当該支給決定障害者が同一の月に当該指定就労移行支援事業者が提供する指定就労移行支援及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは，当該指定就労移行支援及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。  　　　この場合において，当該指定就労移行支援事業者は，利用者　　負担額合計額を市町村に報告するとともに，当該支給決定障害　　者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福　　祉サービス事業者等に通知しているか。  （１）指定就労移行支援事業者は，法定代理受領により市町村から　　指定就労移行支援に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は，　　支給決定障害者等に対し，当該支給決定障害者等に係る訓練等給　　費の額を通知しているか。  （２）指定就労移行支援事業者は，法定代理受領を行わない指定就　　労移行支援に係る費用の支払を受けた場合は，その提供した指　　定就労移行支援の内容，費用の額その他必要と認められる事項　　を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| サービス提供証明書の利用者への交付  　利用者が市町村に対し訓練等給付費を請  求する上で必要と認められる事項を記載  したサービス提供証明書を利用者に交付  しなければならない。 | ○利用者負担合計額通知書(控)  ○利用者負担合計額通知書(控)  ○通知(写;介護給付費又は訓練等給付費の額に係  る通知）  ○ サービス提供証明書(写) | 平18厚令171第184条  準用（第170条の２第1項）  平18厚令171第184条  準用（第170条の２第２項）  平18厚令171第184条  準用（第23条１項）  平18厚令171第184条  準用（第23条第２項）  平18障発第1206001号  第三３(13)② |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 15　指定就労移行支援の　取扱方針  16　就労移行支援計画の  　作成等 | （１）指定就労移行支援事業者は，就労移行支援計画に基づき，利　　用者の心身の状況等に応じて，その者の支援を適切に行うとと　　もに，指定就労移行支援の提供が漫然かつ画一的なものとなら  ないように配慮しているか。  （２）指定就労移行支援事業者は，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，利用者の意思決定の支援に配慮しているか。  （３）指定就労移行支援事業所の従業者は，指定就労移行支援の提　　供に当たっては，懇切丁寧を旨とし，利用者又はその家族に対　　し，支援上必要な事項について，理解しやすいように説明を行　　っているか。  （４）指定就労移行支援事業者は，その提供する指定就労移行支援　　の質の評価を行い，常にその改善を図っているか。   1. 指定就労移行支援事業所の管理者は，サービス管理責任者に   　　指定就労移行支援に係る個別支援計画（就労移行支援計画）の  作成に関する業務を担当させているか。  （２） サービス管理責任者は，就労移行支援計画の作成に当たって  は，適切な方法により，利用者について，その有する能力，その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行うとともに，利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ，利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。  （３）アセスメントに当たっては，利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には，適切に意思決定の支援を行うため，当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。  （４）アセスメントに当たっては，利用者に面接して行っているか。  　　　この場合において，サービス管理責任者は，面接の趣旨を利　　用者に対して十分に説明し，理解を得ているか。  （５）サービス管理責任者は，アセスメント及び支援内容の検討結　　果に基づき，利用者及びその家族の生活に対する意向，総合的　　な支援の方針，生活全般の質を向上させるための課題，指定就　　労移行支援の目標及びその達成時期，指定就労移行支援を提供　　する上での留意事項等を記載した就労移行支援計画の原案を作　　成しているか。  　　　この場合において，当該指定就労移行支援事業所が提供する　　指定就労移行支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サ　　ービス等との連携も含めて就労移行支援計画の原案に位置付け　　るよう努めているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| サービス管理責任者は，指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて，当該事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて，就労移行支援計画の原案を作成し，以下の手順により就労移行支援計画に基づく支援を実施するものである。  　ア　利用者に対する指定就労移行支援の提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し，就労移行支援計画の原案について意見を求めること。  　イ　当該就労移行支援計画の原案の内容について，利用者及びその家族に対して説明し，文書により当該利用者の同意を得ること。  　ウ　利用者へ当該就労移行支援計画を交付すること。  　エ　当該就労移行支援計画の実施状況の把握及び就労移行支援計画を見直すべきかどうかについての検討（当該検討は少なくとも６月に１回以上行われ，必要に応じて就労移行支援計画の変更を行う必要があること。）を行うこと。 | ○行事計画など  自己評価に関する記録  ○外部評価結果の記録  ○個別支援計画  ○ｻｰﾋﾞｽ管理者が個別支援計画を作成していることが分かる書類  ○個別支援計画  ○ｱｾｽﾒﾝﾄ及びﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞを実施したことが分かる記録  ○ｱｾｽﾒﾝﾄを実施したことが分かる記録  ○ｱｾｽﾒﾝﾄを実施したことが分かる記録  ○面接記録等  ○個別支援計画原案  ○他ｻｰﾋﾞｽとの連携状況が分かる書類 | 平18厚令171第184条  準用（第57条第１項)  平18厚令171第184条  準用（第57条第2項)  平18厚令171第184条  準用（第57条第３項)  平18厚令171第184条  準用（第57条第４項)  平18厚令171第184条  準用（第58条第１項)  平18厚令171第184条  準用（第58条第２項)  平18厚令171第184条  準用（第58条第3項)  平18厚令171第184条  準用（第58条第４項)  平18厚令171第184条  準用（第58条第５項)  平18障発第1206001号  第四３(7)② |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 17　サービス管理責任者　の責務 | （６）サービス管理責任者は，就労移行支援計画の作成に係る会議　　（利用者及び当該利用者に対する指定就労移行支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい，テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに，就労移行支援計画の原案の内容について意見を求めているか。  （７）サービス管理責任者は，就労移行支援計画の原案の内容につ　　いて利用者又はその家族に対して説明し，文書により利用者の　　同意を得ているか。  （８）サービス管理責任者は，就労移行支援計画を作成した際には，　　当該就労移行支援計画を利用者に交付しているか。  （９）サービス管理責任者は，就労移行支援計画の作成後，就労移　　行支援計画の実施状況の把握（モニタリング（利用者について　　の継続的なアセスメントを含む。））を行うとともに，少なくとも６月に１回以上，就労移行支援計画の見直しを行い，必要に応　　じて就労移行支援計画の変更を行っているか。  （10）サービス管理責任者は，モニタリングに当たっては，利用者　　及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし，特段の事情　　のない限り，次に定めるところにより行っているか。  　　①　定期的に利用者に面接すること。  　　②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。    （11）就労移行支援計画に変更のあった場合，（２）から（８）に準　　じて取り扱っているか。  （１）サービス管理責任者は，就労移行支援計画の作成等のほか，  次に掲げる業務を行っているか。   1. 利用申込者の利用に際し，その者に係る指定障害福祉サービ　　ス事業者等に対する照会等により，その者の心身の状況，当該　　指定就労移行支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 2. 利用者の心身の状況，その置かれている環境等に照らし，利　　用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに，自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し，必要な援助を行うこと。 3. 他の従業者に対する技術的指導及び助言を行うこと。   （２）サービス管理責任者は，業務を行うに当たっては，利用者の自己決定の尊重を原則とした上で，利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には，適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○ｻｰﾋﾞｽ担当者会議の記録  ○個別支援計画  ○利用者に交付した記録  ○個別支援計画  ○個別支援計画  ○ｱｾｽﾒﾝﾄ及びﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞに関する記録  ○ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞに関する記録  ○面接記録  ○(2)から(8)に掲げる確認資料  ○個別支援計画  ○ｱｾｽﾒﾝﾄ及びﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞに関する記録  ○同上  ○ｻｰﾋﾞｽ提供の記録  ○他の従業者に指導及び助言した記録 | 平18厚令171第184条  準用（第58条第６項)  平18厚令171第184条  準用（第58条第７項）  平18厚令171第184条  準用（第58条第８項)  平18厚令171第184条  準用（第58条第９項)  平18厚令171第184条  準用（第58条第10項)  平18厚令171第184条  準用（第58条第11項)  平18厚令171第184条  準用（第59条第１項)  平18厚令171第184条  準用（第59条第2項) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 18　相談及び援助  19　訓練  20　生産活動  21　工賃の支払  22 通勤のための訓練の  実施  23　実習の実施 | 指定就労移行支援事業者は，常に利用者の心身の状況，その置かれている環境等の的確な把握に努め，利用者又はその家族に対し，その相談に適切に応じるとともに，必要な助言その他の援助を行っているか。  （１）指定就労移行支援事業者は，利用者の心身の状況に応じ，利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう，適切な技術をもって訓練を行っているか。  （２）指定就労移行支援事業者は，利用者に対し，その有する能力を活用することにより，自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。  （３）指定就労移行支援事業者は，常時１人以上の従業者を訓練に従事させているか。  （４）指定就労移行支援事業者は，その利用者に対して，利用者の負担により，当該指定就労移行支援事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。  （１）指定就労移行支援事業者は，生産活動の機会の提供に当たっては，地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮するよう努めているか。  （２）指定就労移行支援事業者は，生産活動の機会の提供に当たっては，生産活動に従事する者の作業時間，作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。  （３）指定就労移行支援事業者は，生産活動の機会の提供に当たっては，生産活動の能率の向上が図られるよう，利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。  （４）指定就労移行支援事業者は，生産活動の機会の提供に当たっては，防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。  　指定就労移行支援事業者は，生産活動に従事している者に，生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。  指定就労移行支援事業者は，利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう，通勤のための訓練を実施しているか。  （１）指定就労移行支援事業者は，利用者が就労移行支援計画に基づいて実習できるよう，実習の受入先を確保しているか。  （２）指定就労移行支援事業者は，実習の受入先の確保に当たっては，公共職業安定所，障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。 | いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　訓練の基本方針  　指定就労移行支援の提供に当たっては，利用者の人格に十分配慮し，就労移行支援計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり，利用者の心身の状況に応じて，適切な技術をもって訓練又は必要な支援を行うものとする。  　　また，指定就労移行支援は，単に身体機能の維持又は向上のための訓練を行うのみならず，利用者が当該指定就労移行支援の訓練期間経過後，地域において自立した日常生活又は社会生活を営めるよう，当該利用者の生活全般にわたる諸課題を解決するための訓練も含め，総合的な支援を行うものでなければならない。  ○　「常時１人以上の従業者を訓練に従事させる」とは，適切な訓練を行うことができるように訓練に従事する生活支援員等の勤務体制を定めておくとともに，２以上の生活支援員の勤務体制を組む場合は，それぞれの勤務体制において常時１人以上の常勤の生活支援員の配置を行わなければならないものである。  　　指定就労移行支援事業所における会計処理については，「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成18年社援発第1002001号社会・援護局長通知）を参照すること。  就労移行支援計画に基づき，利用者の心身の状況及びその希望に応じた適切な受入先が複数確保できるよう，就労支援員が中心となり，その開拓に努めること。なお，実習時において，就労支援員等の職員が随行しない期間がある場合には，当該期間中に，実習先における利用者の状況について，利用者本人や実習先事業者からの聞き取りを行うことにより，日報を作成するとともに，少なくとも１週間ごとに，当該聞き取りの内容等を元に，就労移行支援計画の内容の確認及び必要に応じた見直しを行うよう努めること。  求職活動については，就労移行支援計画に基  づき，公共職の参加などの機会を提供するとともに，当該求職活動が円滑に行えるよう，就労支援員が必要に応じ支援すること。 | ○ 運営規程  ○ 勤務体制表  ○工賃支払記録  ○工賃支給規程  ○就労支援事業に関する会計書類(出納簿等) | 平18厚令171第184条  準用（第60条)  平18厚令171第184条  準用（第160条第１項）  平18障発第1206001号  第八３(2)①  平18厚令171第184条  準用（第160条第２項）  平18厚令171第184条  準用（第160 条第３項）  平18厚令171第184条  準用（第160条第４項）  平18障発第1206001号  第八３(2)②  平18厚令171第184条  準用（第84条第１項）  平18厚令171第184条  準用（第84条第２項）  平18厚令171第184条  準用（第84条第３項）  平18厚令171第184条  準用（第84条第４項）  平18厚令171第184条  準用（第85条）  平18障発第1206001号  第五３(4)  平18厚令171第179条の２  平18厚令171第180条第１項  平18厚令171第180条第２項  平18障発第1206001号  第十３(３) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自己評価 |
| 24　求職活動の支援等の　実施  25　職場への定着のため　の支援の実施  26　就職状況の報告  27　食事  28　緊急時等の対応  29　健康管理 | （１）指定就労移行支援事業者は，公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しているか。  （２）指定就労移行支援事業者は，公共職業安定所，障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して，利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。  （１）指定就労移行支援事業者は，利用者の職場への定着を促進するため，障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して，利用者が就職した日から６月以上，職業生活における相談等の支援を継続しているか。  （２）指定就労移行支援事業者は，利用者が，指定就労定着支  援の利用を希望する場合には，（１）の支援が終了した日  以後速やかに当該就労定着支援を受けられるよう，指定就  労定着支援事業者との連絡調整を行っているか。  　指定就労移行支援事業者は，毎年，前年度における就職した利用者  の数その他の就職に関する状況を，県知事に報告しているか。  （１）指定就労移行支援事業者は，あらかじめ，利用者に対し食事の提供の有・無を説明し，提供を行う場合には，その内容及び費用に関して説明を行い，利用者の同意を得ているか。  （２）指定就労移行支援事業者は，食事の提供に当たっては，利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し，適切な時間に食事の提供を行うとともに，利用者の年齢及び障害の特性に応じた，適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため，必要な栄養管理を行っているか。  （３）調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。  （４）指定就労移行支援事業者は，食事の提供を行う場合であって，指定就労移行支援事業所に栄養士を置かないときは，献立の内容，栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。  　従業者は，現に指定就労移行支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は，速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。  　指定就労移行支援事業者は，常に利用者の健康の状況に注意するとともに，健康保持のための適切な措置を講じているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 就職後６月経過後（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして指定生活介護，指定自立訓練，指定就労移行支援等若しくは指定就労継続支援（「就労移行支援等」という。）を受けた障害者については，当該就労移行支援等を受けた後，就労を継続している期間が少なくとも６月以上の間）に円滑な就労定着支援の利用が開始できるよう，当該指定就労定着  支援事業者，指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で，当該指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努めること。指定就労移行支援事業者において指定就労定着支援事業を実施していない場合には，指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で，当該指定就労移行支援事業者以外が実施する指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努めること。  なお，就労定着支援に係る利用の希望がない場合においても，利用者に対する適切な職場への定着のための相談支援等が継続的に行われるよう，指定特定計画相談支援事業者等と必要な調整に努めること。  　ただし，「６月」とあるのは，通常の就労移行支援を利用し，企業等に新たに雇用された後も，通常の事業所に雇用されている65 歳未満の者若しくは65 歳以上の者であって，通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして引き続き就労移行支援を利用する障害者（以下第十において「一時利用対象者」という。）に対しては，「企業等に新たに雇用された日（就職日）」ではなく，一時的な就労移行支援の利用が終了した日（以下「サービス終了日」という。）から少なくとも６月以上の間，障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者等と連携を図りながら，事業主に対する助言，サービス終了日以降に生じた職場不適応への対応等について，職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援等を行うこと。  27 食事  食事提供の留意点  　ア　利用者の嗜好，年齢や障害の特性に配慮するとともに，できるだけ変化に富み，栄養のバランスに配慮すること。  　イ　調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに，その実施状況を明らかにしておくこと。  　ウ　適切な衛生管理がなされていること。  　食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが，指定就労移行支援事業者は，受託事業者に対し，利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう，定期的に調整を行わなければならない。 | | ○適宜必要と認める書類  ○就労状況報告書  ○緊急時対応ﾏﾆｭｱﾙ  ○ケース記録  ○事故等の対応記録  ○就労移行支援計画  ○利用者に関する記録 | 平18厚令171第181条  第１項  平18厚令171第181条  第２項  平18障発第1206001号  第十3(4)  平18厚令171第182条  平18障発第1206001号  第五３(4)の２  平18厚令171第182条  第2項  平18厚令171第183条  平18厚令171第184条  準用（第86条第１項）  平18厚令171第184条  準用（第86条第２項）  平18障発第1206001号  第五３(5)①  平18厚令171第184条  準用（第86条第３項）  平18厚令171第184条  準用（第86条第４項）  平18障発第1206001号  第五３(5)②  平18厚令171第184条  準用（第28条）  平18厚令171第184条  準用（第87条） |  |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | |
| 30　支給決定障害者に関　する市町村への通知  31　管理者の責務  32　運営規程 | 指定就労移行支援事業者は，指定就労移行支援を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は，遅滞なく，意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  　①　正当な理由なしに指定就労移行支援の利用に関する指示に従わないことにより，障害の状態等を悪化させたと認められると　　き。  　②　偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等　　給付費を受け，又は受けようとしたとき。  （１）指定就労移行支援事業所の管理者は，当該指定就労移行支援事  業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行ってい  るか。  （２）指定就労移行支援事業所の管理者は，当該就労移行支援事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第11章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。  　指定就労移行支援事業者は，指定就労移行支援事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。  　①　事業の目的及び運営の方針  　②　従業者の職種，員数及び職務の内容  　③　営業日及び営業時間  　④　利用定員  　⑤　指定就労移行支援の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額  　⑥　通常の事業の実施地域  　⑦　サービスの利用に当たっての留意事項  　⑧　緊急時等における対応方法  　⑨　非常災害対策  　⑩　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  　⑪　虐待の防止のための措置に関する事項  　⑫　その他運営に関する重要事項  ※　指定就労移行支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられている場合は，その旨を明記すること。  ＜平18障発第1206001号第五３(8)③＞ | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない | |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 法第８条第１項の規定により，市町村は，  偽りその他不正な手段によって自立支援給  付費の支給を受けた者があるときは，その者  から，その支給を受けた額に相当する金額の  全部又は一部を徴収することができること  にかんがみ，指定就労移行支援事業者は，自  立支援給付費の適正化の観点から遅滞なく，  意見を付して市町村に通知しなければなら  ない。  　従業者の管理及び当該事業所の業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに，従業者に基準第11章第４節（運営に関する基準）の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行わなければならない。  　④の利用定員は，当該事業所において同時に指定就労移行支援の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものである。なお，複数の指定就労移行支援の単位が設置されている場合にあっては，当該指定就労移行支援の単位ごとに利用定員を定める必要がある。  　⑥の通常の事業の実施地域は，客観的にその区域が特定されるものとすること。なお，通常の事業の実施地域は，利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり，当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではない。また，当該事業所へは利用者が自ら通うことを基本としているが，障害の程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては，円滑な指定就労移行支援の利用が図られるよう，当該事業所が送迎を実施するなどの配慮を行う必要があること。  ⑪の「虐待の防止のための措置事項」  ア　虐待の防止に関する担当者の選定  イ　成年後見制度の利用支援  ウ　苦情解決体制の整備  エ　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画等）など | ○他の業務と兼務している場合それぞれの勤務表  ○勤務表  ○運営規程 | 平18厚令171第184条  準用（第88条）  平18障発第1206001号  第四３(14)  平18厚令171第184条  準用（第66条第１項)  平18障発第1206001号  第四３(15)  平18厚令171第184条  準用（第66条第２項)  平18厚令171第184条  準用（第89条）  平18障発第1206001号  第五３(8)①  平18障発第1206001号  第五３(8)②  「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日障発第1020001号）  平19障発第0126001号  第三３(35)⑦ |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | 自 己 評 価 | | |
| 33　勤務体制の確保等  34　業務継続計画の策定等 | | （１）指定就労移行支援事業者は，利用者に対し，適切な指定就労移行支援を提供できるよう，指定就労移行支援事業所ごとに，従業者の勤務体制を定めているか。  （２）指定就労移行支援事業者は，指定就労移行支援事業所ごとに，当該指定就労移行支援事業所の従業者によって指定就労移行支援を提供しているか。  　　（ただし，利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務について　　は，この限りではない。）  （３）指定就労移行支援事業者は，従業者の資質の向上のために，その研修の機会を確保しているか。  （４）指定就労移行支援事業者は，適切な指定就労移行支援の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  （１）指定就労移行支援事業者は，感染症や非常災害の発生時において，利用者に対する指定就労移行支援の提供を継続的に実施するための，及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  （２）指定就労移行支援事業者は，従業者に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。  （３）指定就労移行支援事業者は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。  ※　経過措置（令和６年３月31日までの間は，努力義務） | | | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | | 特 記 事 項 |
| 原則として月ごとの勤務表（生活支援員の勤務体制を指定就労移行支援の単位等により２以上で行っている場合は，その勤務体制ごとの勤務表）を作成し，従業者の日々の勤務時間，常勤・非常勤の別，管理者との兼務関係等を明確にすること。    調理業務，洗濯等の利用者に対するサービ  ス提供に直接影響を及ぼさない業務につい  ては，第三者への委託等を行うことを認める  ものであること。 | | | ○従業者の勤務表  ○勤務形態一覧表又は雇用形態が分かる書類  ○研修計画，研修実施記録  ○就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類  ○業務継続計画  ○研修及び訓練を実  施したことが分か  る書類  ○業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類 | 平18厚令171第184条  準用（第68条第１項)  平18障発第1206001号  第四３(17)①  平18厚令171第184条  準用（第68条第２項)  平18障発第1206001号  第四３(17)②  平18厚令171第184条  準用（第68条第３項)  平18厚令171第184条  準用（第68条第4項)  平18厚令171第184条  準用（第33条の2第1項)  令３厚令10附則３条  平18厚令171第184条  準用（第33条の2第2項)  平18厚令171第184条  準用（第33条の2第3項) | | |  |
| 主 眼 事　項 | | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | 自 己 評 価 | | |
| 35　定員の遵守  36　非常災害対策 | | 指定就労移行支援事業者は，利用定員を超えて指定就労移行支援の提供を行っていないか。  　(ただし，災害，虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。)  ※　下記に該当する利用定員を超えた利用者の受入については，適正なサービスの提供が確保されることを前提に，地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該指定就労移行支援事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り，可能とする。  ア　１日当たりの利用者の数  （Ⅰ）利用定員50人以下の指定就労移行支援事業所の場合  １日当たりの利用者の数（複数の指定就労移行支援の単位が設置されている場合にあっては，当該指定就労移行支援の単位ごとの利用者の数。（Ⅱ）及びイにおいて同じ。）が，利用定員（複数の指定就労移行支援の単位が設置されている場合にあっては，当該指定就労移行支援の単位ごとの利用定員。（Ⅱ）及びイにおいて同じ。）に110％を乗じて得た数以下となっていること。  （Ⅱ）利用定員51人以上の指定就労移行支援事業所の場合  １日当たりの利用者の数が，利用定員から50を差し引いた数に105％を乗じて得た数に，75を加えて得た数以下となっていること。  イ　過去３月間の利用者の数  過去３月間の利用者の延べ数が，利用定員に開所日数を乗じて得た数に105％を乗じて得た数以下となっていること。  ただし，定員11人以下の場合は，過去３月間の利用者の延べ数が，定員の数に３を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。  （１）指定就労移行支援事業者は，消火設備その他の非常災害に際し  て必要な設備を設けるとともに，非常災害に関する具体的計画を  立て，非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し，そ  れらを定期的に従業者に周知しているか。  （２）指定就労移行支援事業者は，非常災害に備えるため，定期的に避難，救出その他必要な訓練を行っているか。  （３）指定就労移行支援事業者は，（２）の訓練の実施に当たって，地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 | | | | | いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | | 特 記 事 項 |
| 消防法（昭和23年法律第186号）その他法令等に規定された設備を指しており，それらの設備を確実に設置しなければならない。  　消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号）第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害，地震等の災害に対処するための計画を策定し，これに基づく消防業務を消防法第８条の規定に基づき定められる者に行わせること。  　火災等の災害時に，地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに，日頃から消防団や地域住民との連携を図り，火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制づくりを求めるものである。 | | | ○運営規程  ○利用者数が分かる書類(利用者名簿等)  ○非常火災時対応ﾏﾆｭｱﾙ(対応計画)  ○運営規程  ○通報連絡体制  ○消防用設備点検の記録  ○避難訓練の記録  ○消防署への届出  ○地域住民が訓練に参加していることが分かる書類 | 平18厚令171第184条  　準用（第69条）  平18障発第1206001号  第五３(12)③  平18厚令171第184条  準用（第70条第１項）  平18障発第1206001号  第四３(19)②③④  平18厚令171第184条  準用（第70条第２項）  平18厚令171第184条  準用（第70条第3項） | | |  |
| 主 眼 事　項 | | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | 自 己 評 価 | | |
| 37　衛生管理等  38　協力医療機関  39　掲示  40　身体拘束等の禁止 | | （１）指定就労移行支援事業者は，利用者の使用する設備及び飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに，健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。  （２）指定就労移行支援事業者は，指定就労移行支援事業所において感染症又は食中毒が発生し，又はまん延しないように次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定就労移行支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  　　②　当該指定就労移行支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。  　　③　当該指定就労移行支援事業所において，従業者に対し，感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。  ※　経過措置（令和６年３月31日までの間は，努力義務）  　指定就労移行支援事業者は，利用者の病状の急変等に備えるため，あらかじめ，協力医療機関を定めているか。  　指定就労移行支援事業者は，指定就労移行支援事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制，協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は，指定就労移行支援事業者は，これらの事項を記載した書面を当該指定就労移行支援事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。  （１）指定就労移行支援事業者は，指定就労移行支援の提供に当たっては，利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。  （２）指定就労移行支援事業者は，やむを得ず身体拘束等を行う場合には，その様態及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。  （３）指定就労移行支援事業者は，身体拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じているか。  ①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  ②　身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。  ③　従業者に対し，身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。 | | | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | | | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 |
| 協力医療機関は，当該事業所から近距離にあることが望ましい。  ○次ページへ記載 | | <衛生管理に関する記録>  ○受水槽清掃記録簿  ○水質検査書  ○医薬品等管理簿  ○検便結果記録  ○浴槽･浴槽水の衛生管理表  ○検便結果記録  ○感染予防に関するﾏﾆｭｱﾙ等  ○ 感染予防に関する職員研修記録等  ○委員会議事録  ○感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  ○研修及び訓練を実施したことがわかる書類  〈　協力医療機関　〉  ○ 協力医療機関等の契約書等  〈事務所の掲示物又は備え付け閲覧物〉  ○運営規程  ○勤務体制表  ○その他重要事項  【現地確認】  ○個別支援計画  ○身体拘束等に関する書類  ○身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録，理由が分かる書類等）  ○委員会議事録  ○身体拘束等の適正化のための指針  ○研修を実施したことが分かる書類 | | | 平18厚令171第184条  準用（第90条第１項）  平18厚令171第184条  準用（第90条第２項）  令３厚令10附則４条  平18厚令171第184条  準用（第91条）  平18障発第1206001号  第五３(10)  平18厚令171第184条  準用（第92条第1項・第2項）  平18厚令171第184条  準用（第35条の2第1項）  平18障発第1206001号  第三３(26)  平18厚令171第184条  準用（第35条の2第2項）  平18厚令171第184条  準用（第35条の2第3項）  令３厚令10附則５条 | |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ①　基準第35条の２第１項及び第２項は，利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体拘束等を行ってはならず，緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。  ②　同条第３項第１号の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は，事業所に従事する幅広い職種により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに，専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。身体拘束適正化検討委員会には，第三者や専門家を活用することが望ましく，その方策として，医師（精神科専門医等），看護職員等の活用が考えられる。また，事業所単位でなく，法人単位での委員会設置も可能であるため，事業所の規模に応じた対応を検討すること。  なお，身体拘束適正化検討委員会は，少なくとも１年に１回は開催することが望ましいが，虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから，虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において，身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。  指定就労移行支援事業者が，報告，改善のための方策を定め，周知徹底する目的は，身体拘束等の適正化について，事業所全体で情報共有し，不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり，決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。  身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は，次のようなことを想定している  ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。  イ 従業者は，身体拘束等の発生ごとにその状況，背景等を記録するとともに，アの様式に  従い，身体拘束等について報告すること。  ウ 身体拘束適正化検討委員会において，イにより報告された事例を集計し，分析するこ  と。  エ 事例の分析に当たっては，身体拘束等の発生時の状況等を分析し，身体拘束等の発生  原因，結果等をとりまとめ，当該事例の適正性と適正化策を検討すること。  オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  カ 適正化策を講じた後に，その効果について検証すること。  ③　同条同項第２号の指定就労移行支援事業者が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には，次のような項目を盛り込むこととする。  ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方  イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針  エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針  オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針  カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針  ④　同条同項第３号の従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては，身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに，当該指定就労移行支援事業者における指針に基づき，適正化の徹底を図るものとする。  職員教育を組織的に徹底させていくためには，当該指定就労移行支援事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し，定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに，新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。  また，研修の実施内容について記録することが必要である。なお，研修の実施に当たっては，事業所内で行う職員研修で差し支えなく，他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合，例えば，虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は，身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。 | 平18障発第1206001号  第三３(26) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 41　秘密保持等  42　情報の提供等  43　利益供与等の禁止 | （１）指定就労移行支援事業所の従業者及び管理者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。  （２）指定就労移行支援事業者は，従業者及び管理者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じているか。  （３）指定就労移行支援事業者は，他の指定就労移行支援事業者等に対して，利用者又はその家族に関する情報を提供する際は，あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。  （１）指定就労移行支援事業者は，指定就労移行支援を利用しようとする者が，適切かつ円滑に利用することができるように，当該指定就労移行支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。  （２）指定就労移行支援事業者は，当該指定就労移行支援事業者について広告をする場合においては，その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。  （１）指定就労移行支援事業者は，一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し，利用者又はその家族に対して当該指定就労移行支援事業者を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を供与していないか。  （２）指定就労移行支援事業者は，一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から，利用者又はその家族を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を収受していないか。  （３）指定就労移行支援事業者は，障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行っていないか。  具体的には，「利用者が友人を紹介した際に，紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」，「障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」，「障害福祉サービスの利用開始(利用後一定期間経過後も含む。)に伴い利用者に祝い金を授与すること」，「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」などおおよそ障害福祉サービスのサービスのサービス内容には含まれないと考えられる内容があげられる。 | いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いない・いる  いない・いる  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 指定就労移行支援事業者は，当該事業所の従業者等が，従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を，従業者との雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずる必要がある。  　従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を，他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには，指定就労移行支援事業者等は，あらかじめ，文書により利用者又はその家族から同意を得る必要がある。この同意は，サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。  ①　一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による障害福祉サービス事業者等の紹介が公正中立に行われるようにするためのものである。  ②　利用者による一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるようにするためのものである。  ③　障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を指定就労移行支援事業者は行ってはならない。具体的には，「利用者が友人を紹介した際に，紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」，「障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」，「障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む。）に伴い利用者に祝い金を授与すること」，「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」など，おおよそ障害福祉サービスのサービスのサービス内容には含まれないと考えられる内容があげられる。 | ○従業者及び管理者の秘密保持誓約書  ○同上  ○その他必要な措置を講じたことが分かる文書(就業規則等)  ○個人情報同意書  ○情報提供を行ったことが分かる書類(パンフレット等)  ○事業者のHP画面・パン  　フレット  ○契約書又はサービス内容の説明文書等 | 平18厚令171第184条  準用（第36条第１項）  平18厚令171第184条  準用（第36条第２項）  平18障発第1206001号  第三３(27)②  平18厚令171第184条  準用（第36条第３項）    平18障発第1206001号  第三３(27)③  平18厚令171第184条  準用（第37条第１項）  平18厚令171第184条  準用（第37条第２項）  平18厚令171第184条  準用（第38条第１項）  平18障発第1206001号  第十３(7)①②③  平18厚令171第184条  準用（第38条第２項）  平18障発第1206001号  第三３(28)②  平18厚令171第184条  準用（第38条）  平18障発第1206001号  第三３(28)② |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 44　苦情解決 | （１）指定就労移行支援事業者は，その提供した指定就労移行支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  （２）指定就労移行支援事業者は，（１）の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しているか。  （３）指定就労移行支援事業者は，その提供した指定就労移行支援に関し，法第10条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労移行支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに，市町村から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  （４）指定就労移行支援事業者は，その提供した指定就労移行支援に関し，法第11条第２項の規定により県知事が行う報告若しくは指定就労移行支援の提供の記録，帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事が行う調査に協力するとともに，県知事から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  （５）指定就労移行支援事業者は，その提供した指定就労移行支援に関し，法第48条第１項の規定により県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労移行支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに，県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  （６）指定就労移行支援事業者は，県知事，市町村又は市町村長から求めがあった場合には，（３）から（５）までの改善の内容を県知事，市町村又は市町村長に報告しているか。  （７）指定就労移行支援事業者は，社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 相談窓口，苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講じた上，当該措置の概要について，利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに，事業所に掲示することが望ましい。  　苦情に対し組織として迅速かつ適切に対応するため，当該苦情（提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日，内容等を記録する必要がある。  　住民に最も身近な行政庁である市町村が，サービスに関する苦情について調査や指導，助言を行うことになるが，指定就労移行支援事業所は，苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち，苦情の内容を踏まえ，サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。  　社会福祉法上，都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行う。 | ○苦情受付簿  ○重要事項説明書  ○契約書  ○事業所の掲示物  ○苦情者への対応記録  ○苦情対応ﾏﾆｭｱﾙ  ○市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県からの指導又は助　言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県又は市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県への報告等 | 平18厚令171第184条  準用（第39条第１項）  平18障発第1206001号  第三３(29)①②③  平18厚令171第184条  準用（第39条第２項）  平18厚令171第184条  準用（第39条第３項）  平18厚令171第184条  準用（第39条第４項）  平18厚令171第184条  準用（第39条第５項）  平18厚令171第184条  準用（第39条第６項）  平18障発第1206001号  第三３(29)④  平18厚令171第184条  準用（第39条第７項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 45　事故発生時の対応  46　虐待の防止  47　会計の区分 | （１）指定就労移行支援事業者は，利用者に対する指定就労移行支援の提供により事故が発生した場合は，県，市町村，当該利用者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じているか。  （２）指定就労移行支援事業者は，事故の状況及び事故に際して採った処置について，記録しているか。  （３）指定就労移行支援事業者は，利用者に対する指定就労移行支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行っているか。  指定就労移行支援事業者は，虐待の発生又はその再発を防止するため，次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定就労移行支援事業所における虐待の防止するための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  ②　当該指定就労移行支援事業所において，従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。  ③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。  　指定就労移行支援事業者は，指定就労移行支援事業所ごとに経理を区分するとともに，指定就労移行支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 留意点  　①　利用者に対する指定就労移行支援の提供により事故が発生した場合の対応方法については，あらかじめ指定就労移行支援事業者が定めておくことが望ましいこと。  また，事業所に自動体外式除細器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましい。なお，事業所の近隣にＡＥＤが設置されており，緊急時に使用できるよう，地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。  ②　指定就労移行支援事業者は，賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため，損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。  　③　指定就労移行支援事業者は，事故が生じた際にはその原因を解明し，再発を防ぐための対策を講じること（「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年３月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）を参照）。  「就労支援の事業の会計処理の基準」に基づき会計処理を行っているか。 | ○運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる書類  ○事故対応ﾏﾆｭｱﾙ  ○県,市町村,家族等への報告記録  ○事故の対応記録  ○ﾋﾔﾘﾊｯﾄの記録  ○再発防止の検討記録  ○損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料(賠償責任保険書類等)  ○委員会議事録  ○研修を実施したこ  とが分かる書類  ○担当者を配置して  いることが分かる  書類  ○収支計算書・決算書等の会計書類 | 平18厚令171第184条  準用（第40条第１項）  平18障発第1206001号  第三３(30)①②③  平18厚令171第184条  準用（第40条第２項）  平18厚令171第184条  準用（第40条第３項）  平18厚令171第184条  準用（第40条の2）  令３厚令10附則２条  平18厚令171第184条  準用（第41条)  就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて（平成18年10月２日社援発第1002001号） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 48　地域との連携等  49　記録の整備  50　電磁的記録等 | 指定就労移行支援事業者は，その事業の運営に当たっては，地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。  （１）指定就労移行支援事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。  （２）指定就労移行支援事業者は，利用者に対する指定就労移行支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し，当該指定就労移行支援を提供した日から５年間保存しているか。  　①　就労移行支援計画  　②　サービスの提供の記録  　③　支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録  　④　身体拘束等の記録  　⑤　苦情の内容等の記録  　⑥　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  （１）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（２の（１）の受給者証記載事項又は６の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。  （２）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，交付，説明，同意，締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。 | いる・いない  ある・ない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 |
| 指定就労移行支援事業所が地域に開かれたものとして運営されるよう，地域の住民やボランティア団体等との連携・協力等地域との交流に努めなければならない。 | | ○地域との交流の記録  ○職員名簿  ○設備･備品台帳  ○帳簿等の会計書類  ○左記①から⑥までの書類  ○電磁的記録簿冊  ○適宜必要と認める資料 | | 平18厚令171第184条  準用（第74条）  平18障発第1206001号  第四３(22)  平18厚令171第184条  準用（第75条第１項）  平18厚令171第184条  準用（第75条第１項）  平18厚令171第184条  準用（第75条第２項）  平18厚令171  第224条第1項  平18厚令171  第224条第2項 | |  |
| 主 眼 事　項 | | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | 自 己 評 価 | | |
| 第５　多機能型に関する特例  １　利用定員に関する特例 | | （１）多機能型生活介護事業所，多機能型自立訓練（機能訓練）事業所，多機能型自立訓練（生活訓練）事業所，多機能型就労移行支援事業所，多機能型就労継続支援Ａ型事業所及び多機能型就労継続支援Ｂ型事業所（「多機能型事業所」と総称）は，一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては，当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし，宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は，当該多機能型事業所の利用定員を，次に掲げる人数とすることができる。  ①　多機能型生活介護事業所，多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く） ６人以上  ② 多機能型自立訓練（生活訓練）事業所　　６人以上。  ただし，宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練)を併せて行う場合にあっては，宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)の利用定員が６人以上とする。  ③ 多機能型就労継続支援Ａ型事業所及び多機能型就労継続支援Ｂ型事業所　10人以上   1. 離島その他の地域であって平成18年厚生労働省告示第540号   「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める離島その他の地域|に定める地或のうち，将来的にも利用者の確保の見込みがないとして県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については，⑴中「20人|とあるのは「10人」とできる。 | | | | 該当する・しない  該当する・しない  該当する・しない  該当する・しない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | | 特 記 事 項 |
|  | | ○運営規程  ○利用者数が分かる書類(利用者名簿等)  ○同上 | 平18厚令174第89条第１項                  平18厚令174第89条第４項 | | |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ２　従業者の員数等に関　する特例  ３　設備の特例  ４　電磁的記録等 | （１）多機能型事業所は，一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は，第２の１の(１)の④及び第２の１の(２)の②にかかわらず，当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち，１人以上は，常勤でなければならないとすることができる。  （２）多機能型事業所（指定児童発達支援事業所，指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。）は，第２の１の(３)にかかわらず，一体的に事業を行う多機能型事業所のうち平成18年９月厚生労働省告示544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」の二に定めるものを一の事業所であるとみなして，当該一の事業所としてみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を，次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ，それぞれに掲げる数とし，この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち，１人以上は，常勤でなければならないこととすることができる。  　　①　利用者の数の合計が60以下　１以上  ②　利用者の数の合計が61以上　１に，利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  　多機能型事業所については，サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ，一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。  （１）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。  （２）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は，交付等のうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法によることができているか。 | 該当する・しない  該当する・しない  該当する・しない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 多機能型による各指定障害福祉サービス事業所ごとに配置とされる従業者（管理者及びサービス管理責任者を除く。）間での兼務は認められないものであり，当該各指定障害福祉サービスごとに必要な従業者の員数が確保される必要があること。なお，各指定障害福祉サービス事業所の利用定員の合計数が19人以下の多機能型事業所にあっては，サービス管理責任者とその他の従業者との兼務が可能であること。  　多機能型事業所全体の利用定員と比して明らかに利便性を損なう面積規模である場合など，サービス提供に支障があると認められる場合については，兼用は認められない。 | ○勤務実績表  ○出勤簿(ﾀｲﾑｶｰﾄﾞ)  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○利用者数(平均利用人数)が分かる書類(実績表等)  ○平面図  ○設備･備品等一覧表  【目視】  ○電磁的記録簿冊  ○適宜必要と認める資料 | 平18厚令171第215条第１項  平18厚令174第90条第１項  平18障発第1206001号  第十六１(3)  平18厚令171第215条第２項  平18厚令174第90条第２項                  平18厚令171第216条  平18厚令174第91条  平18障発第1206001号  第十四２  法第46条第１項  施行規則第34条の23    平18厚令171  第224条第1項  平18厚令171  第224条第2項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第６　変更の届出等  第７　介護給付費又は訓　　練等給付費の算定及　　び取扱い  １　基本事項  ２　就労移行支援サービ　ス費  （１）就労移行支援サー　　ビス費　(Ⅰ) | （１）指定就労移行支援事業者は，当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき，又は休止した当該就労移行支援の事業を再開したときは，10日以内に，その旨を県知事に届け出ているか。  （２）指定就労移行支援事業者は，当該指定就労移行支援の事業を廃止し，又は休止しようとするときは，その廃止又は休止の日の一月前までに，その旨を県知事に届け出ているか。  （１）指定就労移行支援に要する費用の額は，平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第12により算定する単位数に，平成18年厚生労働省告示第539号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。  （ただし，その額が現に当該指定就労移行支援に要した費用の額を超えるときは，当該現に指定就労移行支援事業に要した費用の額となっているか。）  （２）（１）の規定により，指定就労移行支援に要する費用の額を算  定した場合において，その額に１円未満の端数があるときは，そ  の端数金額は切り捨てて算定しているか。  ①　就労移行支援サービス費(Ⅰ)については，就労を希望する者であ　　　　って，単独で就労することが困難であるため，就労に必要な知識及び技術の習得，就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者又は65歳以上の者（65歳に達する前５年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって，65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る。）又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって，通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して，第１の(４)に規定する指定就労移行支援等を行った場合に所定単位数を算定しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 | | |
| 基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に，小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり，絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。  この計算の後，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和３年厚生労働省告示第87 号）附則第14 条に規定する単位数の計算を行う場合も，小数点以下の端数処理（四捨五入）を行うが，小数点以下の端数処理の結果，上乗せされる単位数が１単位に満たない場合は，１単位に切り上げて算定する。  ただし，特定事業所加算，特別地域加算，福祉・介護職員処遇改善加算，福祉・介護職員等特定処遇改善加算，福祉・介護職員処遇  改善特別加算及び同一建物減算を算定する場合については，対象となる単位数の合計に当該加減算の割合を乗じて，当該加減算の単位数を算定することとする。 | | ○介護給付費等請求書(控)  ○介護給付費等明細書(控)  ○領収証(控)  ○就労移行支援計画  ○実績記録 | | 法第46条第１項  施行規則第34条の23  法第46条第２項  施行規則第34条の23  法第29条第３項  平18厚告523の一  平18厚告539  法第29条第３項  平18厚告523の二  平18障発第1031001号  第二１(1)①  平18厚告523  別表第12の１の注１ | |  | | |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | 自 己 評 価 | | | |
| （２）就労移行支援サー　　ビス費　(Ⅱ) | ②　就労移行支援サービス費(Ⅰ)については，指定就労移行支援事業所（認定指定就労移行支援事業所を除く。）又は指定障害者支援施設等（認定指定障害者支援施設を除く。）において，指定就労移行支援等を行った場合に，当該指定就労移行支援等の行った日の属する年度の利用定員及び都道府県知事に届け出た就労定着者の割合（当該年度の前年度又は前々年度において，当該指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等における指定就労移行支援等を受けた後就労（指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設（指定就労継続支援A型事業所等）への移行を除く。)し，就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが，当該指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等において指定就労移行支援等を受けた場合にあっては，当該指定就労移行支援等を受けた後，就労を継続している期間が６月に達した者）の合計数を当該前年度及び前々年度の当該当該指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等の利用定員の合計数で除して得た割合をいう。ただし，２の（２）の②及び（３）の②の就労移行支援サービス費(Ⅱ)並びに12の就労支援関係研修修了加算（認定指定就労移行支援事業所又は認定指定障害者支援施設の場合に限る。（以下「認定指定就労移行支援事業所等」という。））においては，認定指定就労移行支援事業所等において，指定就労移行支援等を行った日に属する年度の前年度において，当該指定就労移行支援等を受けた後就労し，就労を継続している期間が6月に達した者（通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが，当該認定指定就労移行支援事業所等において指定就労移行支援等を受けた場合にあっては，当該指定就労移行支援等を受けた後，就労を継続している期間が６月に達した者）の数を当該前年度の当該認定指定就労移行支援事業所等の最終学年の生徒の定員数で除して得た割合をいう。)に応じ，1日につき所定単位数を算定しているか。  ただし，地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては，所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。  ①　就労移行支援サービス費(Ⅱ)については，あん摩マッサージ指圧師免許，はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより，就労を希望する65歳未満の者若しくは65歳以上の者又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって，通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものに対して，指定就労移行支援等を行った場合に，所定単位数を算定しているか。  ②　就労移行支援サービス費(Ⅱ)については，認定指定就労移行支援事業所等において，指定就労移行支援等を行った場合に，当該指定就労移行支援等を行った日に属する年度の利用定員及び県知事に届け出た就労定着者の割合に応じ，１日につき所定単位数を算定し  　ているか。 | | | | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | 関 係 書 類 | | 根 拠 法 令 | | | 特 記 事 項 | |
| （参考）  別表「介護給付費等単位数表」第12  ○就労移行支援サービス費（１日につき）  多機能型事業所（指定障害福祉サービス基準第214条第１項に規定する多機能型事業所をいう。）である指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第78条第１項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし，複数の昼間実施サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。第２条第16号に掲げる昼間実施サービスをいう。以下同じ。）を行う指定障害者支援施設等（法第34条第１項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）にあっては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。 | | | ○介護給付費等請求書(控)  ○介護給付費等明細書(控)  ○領収証(控)  ○就労移行支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上 | | 平18厚告523  別表第12の１の注３  平18障発第1031001号　　　第二１(6)②  平18厚告523  別表第12の１の注２  平18厚告523  別表第12の１の注４ | | |  | |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | 自 己 評 価 | | |
| （定員超過減算）  （人員基準欠如減算）  （個別支援計画未作成  減算）  （標準利用期間超過減  算）  （情報公表未報告減算） | ③　(１)に掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって，指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等が新規にその指定を受けた日から2年間は，就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満である場合とみなして，1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設等が新規に指定を受けた日から1年以上2年未満の間は，（１）－②の規定中「前年度又は前々年度」及び「前年度又は当該前々年度」とあるのは，「前年度」と読み替えて計算した就労定着者の割合に応じ，1日につき所定単位数を算定しているか。  ④　（２）に掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって，認定指定就労移行支援事業所等が新規に指定を受けた日から3年間（当該認定指定就労移行支援事業所等の修業年限が5年である場合は5年間）は，就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満であるとみなして，1日につき所定単位数を算定しているか。  ⑤　(1)又は(2)に掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって，次のアからウまでのいずれかに該当する場合に，それぞれアからウまでに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。  ア　利用者の数又は従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準，従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の七のイ又はロの表の上欄に掲げる基準に該当する場合　同表の下欄に掲げる割合  イ　指定就労移行支援等の提供に当たって，就労移行支援計画等が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ，それぞれ次に掲げる割合  (ア)作成されていない期間が3月未満の場合　100分の70  (イ)作成されていない期間が3月以上の場合　100分の50  ウ　指定就労移行支援等の利用者（当該指定就労移行支援等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たない者を除く。）のサービス利用期間（指定就労移行支援等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。）の平均値が障害者総合支援法施行規則第6条の8に定める標準利用期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合　100分の95  ⑥　法第76条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は，所定単位数の100分の５に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては，100分の10に相当する単位数）を所定単位数から減算しているか。 | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | | 特 記 事 項 |
|  | | ○介護給付費等請求書(控)  ○介護給付費等明細書(控)  ○領収証(控)  ○就労移行支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第12の１の注４の２  平18厚告523  別表第12の1の注4の3  平18厚告523  別表第12の１の注５  平18厚告523  別表第12の１の注５(1)  平18厚告550の七  平18厚告523  別表第12の１の注５(2)  平18厚告523  別表第12の１の注５(3)  施行規則第６条の８  平18厚告523  別表第12の1の注6 | |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| （業務継続計画未策定  減算）  （身体拘束廃止未実施減  算）  （虐待防止措置未実施減算）  ３　視覚・聴覚言語障害　者支援体制加算 | ⑦　第４の34の（１）に規定する基準を満たしていない場合は，所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算し，指定障害者支援施設基準第42条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は，所定単位数の100分の３に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  ⑧　第４の40の（２）又は（３）に規定する基準に適合していない場合は，所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算し，指定障害者支援施設基準第48条第２項又は第３項に規定する基準に適合していない場合は，所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  ⑨　第４の46に規定する基準に適合していない場合は，所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  ⑩　利用者が就労移行支援以外の障害福祉サービスを受けている間に、就労移行支援サービス費を算定していないか。  （１） 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)については，視覚障害者等である指定就労移行支援等の利用者の数 (重度の視覚障害，聴覚障害，言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については，当該利用者の数に２を乗じて得た数とする。)が当該指定就労移行支援等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上であって，視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を，第２の１若しくは２又は指定障害者支援施設基準第４条第１項第４号に掲げる人員配置に加え，常勤換算方法で，当該指定就労移行支援等の利用者の数を40で除して得た数以上配置しているものとして県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において，指定就労移行支援等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  （２） 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅱ)については，視覚障害者等である指定就労移行支援等の利用者の数が当該指定就労移行支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって，視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を，指定障害福祉サービス基準第175条若しくは第176条又は指定障害者支援施設基準第４条第１項第４号に掲げる人員配置に加え，常勤換算方法で，当該指定就労移行支援等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において，指定就労移行支援等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ３　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」 | ○同上  ○同上  ○介護給付費等請求書(控)  ○介護給付費等明細書(控)  ○領収証(控)  ○就労移行支援計画  ○実績記録  ○同上 | 平18厚告523  別表第12の１の注７  平18厚告523  別表第12の１の注８  平18厚告523別表第12の１の注９  平18厚告523別表第12の１の注10  平18厚告523別表第12の２の注１  平18厚令172第4条第1項第4号  平18厚告523  別表第12の2の注2 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ４　高次脳機能障害者支援体制加算  ５　初期加算  ６　訪問支援特別加算  ７　利用者負担上限額管  　理加算 | 平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の三十二に定める基準に適合すると認められた利用者の数が当該利用者の数が当該指定就労移行支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十二のイに定める基準に適合しているものとして県知事又は市町村長に届け出た指定就労移行支援事業所等において，指定就労移行支援等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。  指定就労移行支援事業所等において継続して指定就労移行支援等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定就労移行支援等の利用がなかった場合において、第2の1若しくは2又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号の規定により指定就労移行支援事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者（就労移行支援従業者）が、就労移行支援計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、就労移行支援計画等に位置付けられた内容の指定就労移行支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。  　指定就労移行支援事業者等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ４　高次脳機能障害者支援体制加算  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  ５　初期加算  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  ６　訪問支援特別加算  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  ７　利用者負担上限額管理加算  ※留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」 | | ○介護給付費等請求書(控)  ○介護給付費等明細書(控)  ○領収証(控)  ○就労移行支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第12の3の注  平18厚告551の十二のイ  平18厚告523別表第12の4の注  平18障発第1031001号  第二２(6)⑦  平18厚告523  別表第12の５の注  平18障発第1031001号  第二２(6)⑧  平18厚告523  別表第12の６の注  平18障発第1031001号  第二２(6)⑫  準用　第二２(1)⑲ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ８　食事提供体制加算  ９　精神障害者退院支援　施設加算  10　福祉専門職員配置等加算 | 低所得者等であって就労移行支援計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して，指定就労移行支援事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして県知事に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において，次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に，令和９年３月31日までの間、１日につき所定単位数を加算しているか。  (1) 当該事業所の従業者として，又は外部との連携により，管理栄養  士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。  (2) 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録している  こと。  (3) 利用者ごとの体重又はＢＭＩをおおむね６月に１回記録してい  ること。  　精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ)及び精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ)については，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十二に定める基準に適合するものとして県知事に届け出た精神障害者退院支援施設である指定就労移行支援事所又は認定指定就労移行支援事業所において，精神病床におおむね１年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して，居住の場を提供した場合に，１日につき所定単位数を算定しているか。  （１）福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については，第２の１若しくは２又は指定障害者支援施設基準第４条第１項第４号の規定により置くべき職業指導員，生活支援員又は就労支援員(職業指導員等)として常勤で配置されている従業者のうち，社会福祉士，介護福祉士，精神保健福祉士，作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において，指定就労移行支援等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  （２）福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については，職業指導員等としてとして常勤で配置されている従業者のうち，社会福祉士，介護福祉士，精神保健福祉士，作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして県知事に届け出た指定就労移行支援事業者等において，指定就労移行支援等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，この場合において，（１）の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は，算定しない。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ８　食事提供体制加算  ※留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  ９　精神障害者退院支援施設加算  ※留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  10　福祉専門職員配置等加算  ※留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」 | | ○介護給付費等請求書(控)  ○介護給付費等明細書(控)  ○領収証(控)  ○就労移行支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第12の７の注  平18障発第1031001号  第二２(6)⑬  平18厚告523  別表第12の８の注  平18厚告551の十二  平18障発第1031001号  第二３(2)㉒  平18厚告523  別表第12の９の注１  平18障発第1031001号  準用　第二２(5)④  平18厚告523  別表第12の９の注２ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 11　欠席時対応加算  12　医療連携体制加算 | （３）福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については，次の①又は②のいずれかに該当するものとして県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において，指定就労移行支援等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  　　　ただし，この場合において，（１）の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 又は（２）の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合は，算定しない。  　　①　職業指導員等として配置されている従業者のうち，常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。  ②　職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち，３年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。  指定就労移行支援事業所等において指定就労移行支援等を利用する利用者(当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)が，あらかじめ当該指定就労移行支援等の利用を予定していた日に，急病等によりその利用を中止した場合において，就労移行支援従業者が，利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに，当該利用者の状況，相談援助の内容等を記録した場合に，１月につき４回を限度として，所定単位数を算定しているか。  （１）医療連携体制加算(Ⅰ)については，医療機関等との連携により，看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ，当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に，当該看護を受けた利用者に対し，1回の訪問につき8人の利用者を限度として，１日につき所定単位数を加算しているか。  （２）医療連携体制加算(Ⅱ)については，医療機関等との連携により，看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ，当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に，当該看護を受けた利用者に対し，１回の訪問につき８名を限度として，１日につき所定単位数を加算しているか。  （３）医療連携体制加算(Ⅲ)については，医療機関等との連携により，看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ，当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に，当該看護を受けた利用者に対し，1回の訪問につき8人の利用者を限度として，１日につき所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 11　欠席時対応加算  ※留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  12　医療連携体制加算  ※留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」 | | ○介護給付費等請求書(控)  ○介護給付費等明細書(控)  ○領収証(控)  ○就労移行支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第12の９の注３  平18厚告523  別表第12の10の注  平18障発第1031001号  準用　第二２(6)⑨  平18厚告523  別表第12の11の注１  平18障発第1031001号  準用　第二２(7)⑯  平18厚告523  別表第12の11の注２  平18厚告523  別表第12の11の注３ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 13　就労支援関係研修  修了加算  14　移行準備支援体制加算 | （４）医療連携体制加算（Ⅳ）については，医療機関等との連携により，看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ，当該看護職員が平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」第5の９に該当する者に対して看護を行った場合に，当該看護を受けた利用者に対し， 1回の訪問につき8人を限度として，当該看護を受けた利用者の数に応じ，1日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定している利用者については，算定しない。  （５）医療連携体制加算（Ⅴ）については、医療機関との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定医療行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。  （６）医療連携体制加算（Ⅵ）については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。  ただし、（1）から（4）までのいずれかを算定している利用者については、算定しない。  就労支援員に関し就労支援に従事する者として１年以上の実務経験を有し，平成21年厚生労働省告示第178号「厚生労働大臣が定める研修」に定める研修を修了した者を就労支援員として配置しているものとして県知事に届け出た指定就労移行支援事業者等において，指定就労移行支援事業等を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  ただし，当該指定就労移行支援事業所等における就労定着者の割合が零である場合は，算定しない。  前年度に施設外支援を実施した利用者の数が利用定員の100分の  50を超えるものとして県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等  において，平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及  び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の三  十二の二に定める基準を満たし，次の①又は②のいずれかを実施した  場合に，施設外支援利用者の人数に応じ，１日につき所定単位数を加  算しているか。  ①　職場実習等にあっては，同一の企業及び官公庁等における１回の施設外支援が１月を超えない期間で，当該期間中に職員が同行して支援を行った場合  ②　求職活動等にあっては，ハローワーク，地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターに職員が同行して支援を行った場合 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| 13　就労支援関係研修修了加算  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  14　移行準備支援体制加算  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」 | | ○介護給付費等請求書(控)  ○介護給付費等明細書(控)  ○領収証(控)  ○就労移行支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平18厚告523  別表第12の11の注４  平18厚告556  平18厚告523  別表第12の11の注5  平18厚告523  別表第12の11の注6  平18厚告523  別表第12の12の注  平21厚告178  平18障発第1031001号  準用　第二２(3)⑫  平18厚告523  別表第12の13の注１  平18厚告543の三十二の二 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主 眼 事　項 | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 15　送迎迎加算  16　障害福祉サービスの体験利用支援加算 | (1) 平成24年厚生労働省告示第268号「厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎」の四に定める送迎を実施しているものとして県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国，地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の２第３項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。）において，利用者(当該指定就労移行支援事業所等と同一敷地内にあり，又は隣接する指定障害者支援施設を利用する施設入所者を除く。)に対して，その居宅等と指定就労移行支援事業所等との間の送迎を行った場合に，片道につき所定単位数を加算しているか。  (2) 平成24年厚生労働省告示第268号「厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎」の四に定める送迎を実施している場合は，所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。  (1) 指定障害者支援施設等において指定就労移行支援を利用する利用者が，指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において，指定障害者支援施設等に置くべき従業者が，次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに，当該利用者の状況，当該支援の内容等を記録した場合に，所定単位数を加算しているか。  ①　体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合  ②　障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合  (2) 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)については，体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して５日以内の期間について算定しているか。  (3) 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)については，体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して６日以上15日以内の期間について算定しているか。  (4) 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)又は障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)が算定されている指定障害者支援施設等が，平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十二の二に定める施設基準に適合しているものとして県知事に届け出た場合に，更に１日につき所定単位数に50単位を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | 関 係 書 類 | | | | | | 根 拠 法 令 | | | 特 記 事 項 | | | |
| 15　送迎加算  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  16　障害福祉サービスの体験利用支援加算  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」 | | | | | | ○介護給付費等請求書(控)  ○介護給付費等明細書(控)  ○領収証(控)  ○就労移行支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | | | | | 平18厚告523  別表第12の14の注１  平24厚告268の四準用(一)  平18厚告523  別表第12の14の注２  平24厚告268の四準用(一)  平18厚告523  別表第12の15の注１  平18厚告523  別表第12の15の注2  平18厚告523  別表第12の15の注3  平18厚告523  別表第12の15の注4  平18厚告551の十二のニ準用（六のリ） | | |  | | | |
| 主 眼 事　項 | | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | | | | | | | | 自 己 評 価 | | |
| 17　通勤訓練加算  18　在宅時生活支援サービス加算  19　社会生活支援特別加算  20　地域連携会議実施加算 | | 指定就労移行支援事業所等において，当該指定就労移行支援事業所等以外の事業所に従事する専門職員が，視覚障害のある利用者に対して盲人安全つえを使用する通勤のための訓練を行った場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  指定就労移行支援事業所等が，居宅において支援を受けること  を希望する者であって，当該支援を行うことが効果的であると市町村が認める利用者に対して，当該利用者の居宅において支援を行った場合に１日につき所定単位数を加算しているか。  平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十二のホに定める施設基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が，平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者」の九に定める者に対して，特別な支援に対応した就労移行支援計画に基づき，地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に，当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して３年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には，当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において，１日につき所定単位数を加算しているか。  （１）地域連携会議実施加算(Ⅰ)については，指定就労移行支援事業所等が，就労移行支援計画等の作成又は変更に当たって，関係者（公共職業安定所，地域障害者職業センター，障害者就労・生活支援センターその他当該指定就労移行支援事業所等以外の事業所において障害者の就労支援に従事する者をいう。）により構成される会議を開催し，当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者が当該就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに，関係者に対して，専門的な見地からの意見を求め，就労移行支援計画等の作成，変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に，1月につき1回，かつ，1年につき4回（地域連携会議実施加算(Ⅱ) を算定している場合にあっては，その回数を含む。）を限度として，所定単位数を加算しているか。 | | | | | | | | | | | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | | | 関 係 書 類 | | | | 根 拠 法 令 | | | | 特 記 事 項 | | |
| 17　通勤訓練加算  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  18　在宅時生活支援サービス加算  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  19　社会生活支援特別加算  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  20　地域連携会議実施加算  　※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」 | | | | | | | | ○介護給付費等請求書(控)  ○介護給付費等明細書(控)  ○領収証(控)  ○就労移行支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | | | 平18厚告523  別表第12の15の注２  平18厚告523  別表第12の15の注３  平18厚告523  別表第12の15の注４  平18厚告551の十二のホ準用(十のハ)  平18厚告556の九  平18障発第1031001  第二-３-(1)-⑪  平18厚告523  　別表第12の15の５  の注１ | | | |  | | |
| 主 眼 事　項 | | | | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | | | | | | | 自 己 評 価 | | | |
| 21　緊急時受入加算  22　集中的支援加算  23　福祉・介護職員処遇改善加算 | | | | （２）地域連携会議実施加算(Ⅱ) については，指定就労移行支援事業所等が，就労移行支援計画等の作成又は変更に当たって，関係者により構成される会議を開催し，当該会議において，当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者以外の職業指導員，生活支援員又は就労支援員が当該就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含むについて説明を行うとともに，関係者に対して，専門的な見地からの意見を求め，就労移行支援計画等の作成，変更その他必要な便宜の供与について検討を行った上で，当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に，１月につき１回，かつ，１年につき４回（地域連携会議実施加算(Ⅰ)を算定している場合にあっては，その回数を含む。）を限度として，所定単位数を加算しているか。  　平成18年厚生労働省告示551号「厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準」の十二のヘに定める施設基準に適合しているものとして県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において，利用者（施設入所者を除く。）の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において，当該利用者又はその家族等からの要請に基づき，夜間に支援を行ったときに，１日につき所定単位数を加算しているか。  　障害支援区分認定調査の行動関連項目の合計点数が10点以上の強度行動障害を有する者の状態が悪化した場合において，広域的支援人材を指定就労移行支援事業所等に訪問させ，又はテレビ電話装置等を活用して，広域的支援人材が中心となって行う集中的な支援を行ったときに，当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算しているか。  平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の三十三に定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。24及び25において同じ。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年５月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。  （１）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　2から22までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する単位数） | | | | | | | | | | | | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる | | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | | | 関 係 書 類 | | | | 根 拠 法 令 | | | | 特 記 事 項 | | |
| 21　緊急時受入加算  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  22　集中的支援加算  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  23　福祉・介護職員処遇改善加算  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」 | | | | | | | | ○介護給付費等請求書(控)  ○介護給付費等明細書(控)  ○領収証(控)  ○就労移行支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上 | | | 平18厚告523  別表第12の15の5  の注2  平18厚告523  　別表第12の15の　６の注  平18厚告551の十二のへ  平18厚告523  別表第12の15の７  の注  平18厚告556の一の二  平18厚告523  別表第12の1６の注  平18厚告543の三十三準用（二） | | | |  | | |
| 主 眼 事　項 | | | | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | | | | | | | 自 己 評 価 | | | |
| 24　福祉・介護職員等特定処遇  改善加算  25　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 | | | | （２）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　2から22までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては1000分の49に相当する単位数）  （３）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　2から22までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては1000分の27に相当する単位数）  平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の三十四に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして県知事又は市町村長に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定していないか。   1. 福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)　2から22までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては1000分の18に相当する単位数） 2. 福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)　2から22までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては1000分の18に相当する単位数）   　平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「こども家庭  庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣  が定める基準」の三十四の二に適合している福祉・介護職員  を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものと  して県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が，利用  者に対し，指定就労移行支援等を行った場合は，２から22ま  でにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を  所定単位数に加算しているか。 | | | | | | | | | | | | いる・いない  いない・いる  いる・いない | | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | | | 関 係 書 類 | | | | | 根 拠 法 令 | | | 特 記 事 項 | | | | |
| 24　福祉・介護職員等特定処遇改善加算  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」  25　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」 | | | | | | | | ○介護給付費等請求書(控)  ○介護給付費等明細書(控)  ○領収証(控)  ○就労移行支援計画  ○実績記録  ○同上 | | | | 平18厚告523  別表第12の1７の注  平18厚告543の  三十四準用（十七）  平18厚告543  三十四の二準用  （三の二） | | |  | | | | |
| 主 眼 事　項 | | | | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | | | | | | | 自 己 評 価 | | | |
| 26　福祉・介護職員等処遇改善加  算 | | | | （１）平成18年厚生労働省告示第543号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の三十三に定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。（2）において同じ。）が,利用者に対し,指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い,次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし,次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては,次に掲げるその他の加算は算定していないか。  ①　 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) ２から22までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては,1000分の107に相当する単位数）  ② 　福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) ２から22までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数  ③　 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) ２から22までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては,1000分の89に相当する単位数）  ④　 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) ２から22までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては,1000分の71に相当する単位数）  （２）令和７年３月31日までの間,平成18年厚生労働省告示第543号  「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準」の三十三に定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（（１）の加算を算定しているものを除く。）が,利用者に対し,指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い,次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。  ただし,次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定していないか。  ① 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑴ ２から22までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては，1000分の94に相当する単位数）  ② 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑵ ２から22までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては，1000分の89に相当する単位数）  ③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑶ ２から22までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単数  ④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑷ ２から22までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数） | | | | | | | | | | | | いる・いない  いない・いる  いる・いない  いない・いる | | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | | | 関 係 書 類 | | | | | 根 拠 法 令 | | | 特 記 事 項 | | | | |
| 26　福祉・介護職員等処遇改善加算  ※　留意事項  平成18年10月31日障発第1031001号  「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」 | | | | | | | | ○介護給付費等請求書(控)  ○介護給付費等明細書(控)  ○領収証(控)  ○就労移行支援計画  ○実績記録  ○同上 | | | | 平18厚告523  別表第12の16の注１  平18厚告543の三十三準用（二）  平18厚告523  別表第12の16の注２  平18厚告543の三十三準用（二） | | |  | | | | |
| 主 眼 事　項 | | | | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | | | | | | | | | | | | 自 己 評 価 | | | |
|  | | | | 1. 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑸ ２から22   までにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては，1000分の76に相当する単位数）  ⑥ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑹ ２から22までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数）  ⑦ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑺ ２から22までにより算定した単位数の　1000分の65に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては，1000分の67に相当する単位数）  ⑧ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑻ ２から22までにより算定した単位数の　1000分の73に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては，1000分の76に相当する単位数）  ⑨ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑼ ２から22までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数）  ⑩ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑽ ２から22までにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては，1000分の54に相当する単位数）  ⑪ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑾ ２から22までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては，1000分の58に相当する単位数）  ⑫ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⑿ ２から22までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数）  ⑬ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒀ ２から22までにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては，1000分の49に相当する単位数）  ⑭ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)⒁ ２から22ま  でにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位  数（指定障害者支援施設にあっては，1000分の36に相  当する単位数） | | | | | | | | | | | |  | | | |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | | | | | | | 関 係 書 類 | | | | | 根 拠 法 令 | | | 特 記 事 項 | | | | |
|  | | | | | | | |  | | | |  | | |  | | | | |

**（参考）　主な根拠法令等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 略　　号 | 法　　　　令　　　　等　　　　名 |
| 法 | 法 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月７日，法律第123号） |
| 政令 | 施行令 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年１月25日，政令第10号） |
| 省令 | 施行規則 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年２月28日，厚生労働省令第19号） |
| 平18厚令171 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年９月29日，厚生労働省令第171号） |
| 平18厚令172 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年９月29日，厚生労働省令第172号） |
| 平18厚令174 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日，厚生労働省令第174号） |
| 令３厚令10 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年１月25日，厚生労働省令第10号） |
| 告示 | 平18厚告523 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年９月29日，厚生労働省告示第523号） |
| 平18厚告539 | こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年９月29日,厚生労働省告示第539号） |
| 平18厚告556 | 厚生労働大臣が定める者並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成18年９月29日，厚生労働省告示第556号） |
| 平18厚告543 | こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18年９月29日，厚生労働省告示第543号） |
| 平18厚告544 | 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年９月29日，厚生労働省告示第544号） |
| 平18厚告545 | 食事の提供に要する費用，光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成18年９月29日，厚生労働省告示第545号） |
| 平18厚告550 | 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準，従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合並びに所定単位数に乗じる割合並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業員の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合（平成18年９月29日，厚生労働省告示第550号） |
| 平18厚告551 | 厚生労働大臣が定める施設基準並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年９月29日，厚生労働省告示第551号） |
| 平18厚告553 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成18年９月29日，厚生労働省告示第553号） |
| 平21厚告178 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成21年３月30日，厚生労働省告示第178号） |
| 平24厚告268 | 厚生労働大臣が定める送迎並びにこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める送迎（平成24年３月３０日，厚生労働省告示第268号） |
| 通知等 | 平18障発第1206001号 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準について（平成18年12月６日,障発第1206001） |
| 平18障発第1031001号 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年１月31日,障発第1031001号） |
| 平17障発第1020001号 | 障害者（児）施設における虐待の防止について(平成17年10月20日,障発第1020001号） |
|  | 福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針（平成14年３月28日，福祉サービスにおける危機管理に関する検討会） |
| 平18社援発第1002001号 | 就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて（平成18年10月２日社援発  1002001号） |
| 平19社援発第0126001号 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日,障発第0126001号） |
| 県条例 | 県条例第37号 | 鹿児島県指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年３月29日，条例第37号） |